

北海道経済産業局からお知らせです

《新型コロナウイルス感染症で売上等が減少した皆さまへ》 融資や給付金、賃金助成等のご案内

1. 事業継続のための運転資金が心配

■ 日本政策金融公庫等で**実質無利子・無担保の融資**が受けられます

※対象者は最近1ヵ月の売上高が前年又は前々年比で一定以上減少した方

※実質無利子化の限度額は、日本公庫：個人事業主 3千万円(国民事業) 中小企業者 1億円(中小事業)
商工中金：1億円(危機対応融資)

■ 民間金融機関で最大3千万円の**実質無利子・無担保の融資**が受けられます

※対象者はセーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の認定を受けた方

2. 過去に借り入れた資金の返済が負担

■ 日本政策金融公庫等の**過去の借入れを一部実質無利子で借換**できます

※実質無利子化の限度額は最大1億円。借換えの限度額(新規融資と借換えの合計額)は3億円
※実質無利子化の限度額は、日本公庫：中小事業 1億円、国民事業3千万円 商工中金：危機対応融資1億円

3. 家賃など月々の固定費の支払いが厳しい(持続化給付金)

■ 事業全般に広く使える**現金が最大200万円支給**されます

※対象者は売上が前年同月比で50%以上減少している方

※給付上限は、法人(中堅・中小・小規模)200万円、個人事業主(フリーランス含む)100万円

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

4. 雇用を維持したいが給与の支払いが心配(雇用調整助成金)

■ 従業員の**賃金等を最大10/10助成**されます

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000627089.pdf>

- 上記の融資や給付金、賃金助成のほか、納税や保険料納付の猶予などの支援もあります。

経済産業省HP特設ページに掲載しているパンフレットをご確認ください。

「[経済産業省新型コロナウイルス感染症関連](#)」で検索するか、QRコードをご確認ください。

- 各制度の利用条件など詳細のほか、問合せ先なども掲載しております。

<パンフレット>



【1と2の融資や給付金等に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融・給付金相談窓口

0570-783183(平日・休日9:00~17:00)

金融庁相談ダイヤル

0120-156811(平日10:00~17:00)

※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

【3の持続化給付金に関するお問い合わせ先】

直通：0120-115-570 IP：03-6831-0613

【4の雇用調整助成金に関するお問い合わせ先】

北海道労働局(又は最寄りのハローワーク)へお問い合わせいただくか、以下のコールセンターでも対応します。

0120-60-3999(平日・休日9:00~21:00)